

答 申 第 1 号
平成27年7月13日

北広島市長
上 野 正 三 様

北広島市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 尾 崎 英 雄



北広島市情報公開・個人情報保護審査会条例第3条第1項第3号の規定に
基づく諮問について（答申）

平成27年6月18日付け北広行管第105号にて諮問のあった下記の件について、北広島市情報公開・個人情報保護審査会条例第3条第1項第3号の規定による調査審議の結果、別紙のとおり答申します。

記

1 諮問事項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）制定に伴う北広島市の個人情報保護制度のあり方について

番号法制定に伴う北広島市の個人情報保護制度のあり方について

答 申

平成27年7月13日

北広島市情報公開・個人情報保護審査会

答申にあたって

北広島市においては、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、個人の権利利益を保護するとともに公正で民主的な市政の推進に資することを目的として、平成15年8月から北広島市個人情報保護条例を施行し、その適切な運用を行っているところです。

このたび「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）及び関連法令が平成25年5月に成立し、今後、社会保障、税及び災害対策等の分野において、国民一人ひとりに付番される個人番号（マイナンバー）を活用して、国民の利便性の向上と行政運営の効率化が図られることとなります。

一方で、個人番号が付番されることで、個人識別性が極めて高くなるため、様々な個人情報を名寄せすることが可能となり、個人番号をその内容に含む特定個人情報が不正に取り扱われた場合には、個人の権利利益を損なうおそれが一般の個人情報に比べて一層高まることが懸念されます。

そのため、番号法では、特定個人情報が法令に定められた範囲を超えて利用され、または漏えいすることがないように特段の保護措置を定め、地方公共団体に対しても、同法の趣旨に則った特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることを求めています。

このような背景から、平成27年6月、北広島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、北広島市長から「番号法制定に伴う北広島市の個人情報保護制度のあり方」について諮問があり、本審査会は、実施機関が保有する特定個人情報の適正な取扱いの確保と、個人の権利利益の保護を踏まえ、審議を行いました。

市長におかれては、本答申の趣旨を尊重し、条例の改正等必要な措置を講じるとともに、個人情報保護制度の一層の充実と適切な運用を図ることを期待します。

平成27年7月

北広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 尾崎 英雄

番号法制定に伴う北広島市の個人情報保護制度のあり方について

特定個人情報について、厳格な保護措置を講じた番号法の趣旨に則り、北広島市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）及び北広島市情報公開・個人情報保護審査会条例等の改正により、本市における特定個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、次のとおり答申する。

（１） 個人情報の定義について

- 番号法において規定されている特定個人情報等の定義に基づき、個人情報保護制度の運用上必要となる定義を現行条例に追加する必要がある。
- 現行条例の個人情報に該当しない「法人その他の団体の役員に関する情報」について、特定個人情報の対象とすることが妥当である。
- 個人情報の対象について、番号法では生存者のみを対象としているが、現行条例では死者についても個人情報に含めていることから、本市が保有することとなる特定個人情報に死者も含めることが妥当である。

【説明】

番号法第２条では、番号法において新たに設けられた特定個人情報の概念について定義している。本市においても特定個人情報を保有することとなるため、「個人番号」等の個人情報保護制度の運用上必要な定義について、現行条例に追加する必要がある。

また、特定個人情報は、基本的に条例上の個人情報に該当するが、現行条例上の個人情報に該当しない「法人その他の団体の役員に関する情報」もその対象に含まれている。番号法と現行条例の定義の違いにより個人情報に該当しない特定個人情報が生じることとなるため、上記情報を本市が保有することとなる特定個人情報の対象とすることが妥当である。

「死者」に関する情報については、現行条例では生存者と同様に個人情報の定義に含めており、生死の別によって、特定個人情報の取扱いに差異を設けることの必要性も考えられず、特定個人情報を含む個人情報の円滑な取扱いを確保する観点から、本市が保有することとなる特定個人情報に「死者」を含めることが妥当である。

（２） 特定個人情報（情報提供等記録を除く）の目的外利用について

- 情報提供等記録を除く特定個人情報の目的外利用については、「人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」に限り認めることが妥当である。
- 同一実施機関内において個人番号が利用できる事務の間で特定個人情報の授受を行うことについて、新たに規定を整備することが妥当である。

【説明】

番号法第29条では、事務の目的の範囲を超えた特定個人情報（情報提供等記録を除く）の利用は、「人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」にのみ行うことができるよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）の規定を読み替えており、許容される例外事由を厳格に規定している。

番号法第31条において、地方公共団体は国の行政機関が講じることとされている措置の趣旨を踏まえ必要な措置を講じるものとされているため、特定個人情報の目的外利用ができる事由については、番号法第29条で規定されている場合のみに限定することが妥当である。

また、同一地方公共団体内部の同一の実施機関内で特定個人情報の授受を行うことは、番号法が原則として禁止する特定個人情報の目的外利用に該当する可能性があるため、同一実施機関内における特定個人情報の授受を行う事務について明確に定める新たな規定を整備することが妥当である。

(3) 情報提供等記録の目的外利用について

- 情報提供等記録の目的外利用は認めないことが妥当である。

【説明】

情報提供等記録は、自己に関する特定個人情報について不適切なやり取りが行われていないかを確認することができるよう保存された、番号法第19条第7号の規定に基づく情報提供ネットワークシステムを介して行われた特定個人情報の授受に関する記録であり、そもそも目的外の利用が想定されないことから、目的外利用を一切認めないよう、番号法第30条において行政機関個人情報保護法の規定を読み替えている。

情報提供等記録の目的外利用を認めないこととする番号法の措置を踏まえ、現行条例についても、情報提供等記録の目的外利用を認めないことが妥当である。

【参考】情報提供等記録

情報提供ネットワークシステムを使用して、どのような特定個人情報がどの機関間でやりとりされたかに係る記録。同システムを介した特定個人情報の授受について逐一記録を取得し、本人は不正な情報授受が行われていないか、情報提供等記録開示システム（以下「マイナポータル」という。）により確認することができる。

(4) 特定個人情報の提供について

- 特定個人情報の提供が認められる場合について、番号法第19条各号に定める場合のみとする必要がある。
- 本市の異なる実施機関の間で特定個人情報の提供を行うことについて、新たに規定を整備することが妥当である。

【説明】

番号法では、特定個人情報が提供できる場合を、第19条各号に定める場合のみに限定しており、番号法に定める事由以外での提供を禁止している。現行条例に規定する個人情報の提供が認められる場合とは扱いが異なることから、現行条例においても、特定個人情報の提供が認められる場合を番号法が定める場合のみとする必要がある。

また、番号法第19条第9号については、地方公共団体が条例で定めることにより、同一地方公共団体内の異なる機関の間で特定個人情報の提供を行うことについて、新たに規定を整備することが妥当である。

【参考】番号法第19条

- ①個人番号利用事務（社会保障・税・防災事務のうち番号法に基づき個人番号を利用することが認められた事務）の処理に必要な限度（第19条第1号）
- ②個人番号関係事務（個人番号利用事務に関して、法令に基づき行われる他人の個人番号を利用する事務）の処理に必要な限度（同第2号）
- ③本人による個人番号利用事務等実施者への提供（同第3号）
- ④地方公共団体情報システム機構が保存する本人確認情報の提供（同第4号）
- ⑤委託、合併等に伴う事業継承（同第5号）
- ⑥住民基本台帳法の一定の規定に基づく場合（同第6号）
- ⑦情報提供ネットワークシステムの使用（同第7号）
- ⑧地方税法に基づく国税連携・地方税連携（同第8号）

- ⑨条例に基づく同一地方公共団体内の機関間の提供（同第9号）
- ⑩社債・株式等の振替制度における提供（同第10号）
- ⑪特定個人情報保護委員会への提供（同第11号）
- ⑫国会法等に基づき、一定の公益上の必要があるとき（同第12号）
- ⑬生命・身体・財産の保護（同第13号）
- ⑭特定個人情報保護委員会規則に基づく場合（同第14号）

(5) 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求において任意代理人による請求を認めることについて

- 特定個人情報の開示・訂正・利用停止（情報提供等記録に係るものを除く）請求（以下「開示請求等」という。）をすることができる者については、本人及びその法定代理人に加え、任意代理人についても認めることとし、特定個人情報を除く個人情報の開示請求等を行うことができる者については、現行条例と同様に、本人及びその法定代理人とすることが妥当である。
- 任意代理人による開示請求等については、当該請求等を委任した本人に委任の意思を確認するなど慎重な運用を図るべきである。

【説明】

個人番号は、国民全員に付番されるものであり、自己に関する特定個人情報が不正に取り扱われていないかとの国民の懸念に対応するためには、開示請求等を容易に行うことを可能とすることが求められる。マイナンバー制度では、個人のパソコン等からマイナポータルという情報開示システムを利用することにより自己に関する特定個人情報の閲覧等を可能とすることを予定しているため、情報開示システムを利用した閲覧が困難な者についても、特定個人情報への開示請求権等を容易に行使できることが求められる。

番号法第29条及び第30条では、特定個人情報の開示請求等について、新たに任意代理人による請求を認めるよう、行政機関個人情報保護法の規定を読み替えており、番号法第31条において、地方公共団体は国の行政機関が講じることとされている措置の趣旨を踏まえ必要な措置を講じるものとされているため、特定個人情報の開示請求等については任意代理人による開示請求等を認めることが妥当である。

一方、特定個人情報を除く個人情報の開示請求等を行うことができる者については、請求権を広く認めることによりかえって個人の権利利益を侵害するおそれが生じることや、行政機関個人情報保護法においても従前どおり任意代理人による請求を認めていないことから、

現行条例の規定を維持することが妥当である。

なお、任意代理人による特定個人情報の開示請求等については、なりすまし等による請求を防止するため、当該請求等を委任した本人に対し委任の意思を確認するなど、慎重な運用を図るべきである。

(6) 特定個人情報（情報提供等記録を除く）の利用停止請求の事由の追加について

- 情報提供等記録を除く特定個人情報の利用停止請求については、現行条例に番号法に定める利用停止請求の事由を追加することは妥当である。

【説明】

現行条例では、開示決定に基づいて開示を受けた自己に関する個人情報が、現行条例の規定に違反して取り扱われていると認める場合には、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止の請求（以下「利用停止請求」という。）を行うことが認められている。

情報提供等記録を除く特定個人情報についても、現行条例の規定と同様に、その適正な取扱いを確保するため利用停止請求が認められる必要があるが、番号法には、さらに番号法に違反する行為のうち特に不適正なものが行われた下記の場合について、利用停止請求を認めることとしている。

情報提供等記録を除く特定個人情報の利用停止請求が認められる場合として番号法が定める事由を踏まえ、現行条例に利用停止請求の事由を追加することが妥当である。

【参考】 番号法第29条の読替により追加された利用停止事由

- ①利用制限に対する違反（番号法第29条）
- ②収集制限・保管制限に対する違反（番号法第20条）
- ③ファイル作成制限に対する違反（番号法第28条）
- ④提供制限に対する違反（番号法第19条）

(7) 情報提供等記録の利用停止請求を認めないことについて

- 情報提供等記録の利用停止請求を認めないことは妥当である。

【説明】

情報提供等記録は、総務大臣が設置、管理する情報提供ネットワークシステムにおいて自動保存されるものであり、不適法な取得や利用・提供の制限の規定に違反して取り扱われることが想定し難い。また、万が一、こうした事態が発生したとしても、不正な情報提供の有無やシステムに支障を与える提供の有無等を確認するために継続して利用する必要性が高いと考えられる。

そのため、番号法第30条では、情報提供等記録について利用停止請求を認めないよう、行政機関個人情報保護法の規定を読み替えており、情報提供等記録について利用停止請求を認めないこととする番号法の措置を踏まえ、現行条例においても情報提供等記録の利用停止請求を認めないこととするのが妥当である。

(8) 情報提供等記録の訂正の通知先について

- 情報提供等記録の訂正について、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者へ通知することは妥当である。

【説明】

情報提供等記録は、情報の照会者、提供者及び情報提供ネットワークシステムを設置・管理する総務大臣において記録・保管されるものであることから、現行条例において、国の行政機関が講じることとされている措置の趣旨を踏まえ、情報提供等記録の訂正を実施した場合に総務大臣及び情報照会者又は情報提供者へ通知することは妥当である。

(9) 特定個人情報の開示に係る手数料の減免について

- 特定個人情報の開示請求に係る手数料については徴収しないこととし、写しの交付に要する費用は請求者の負担とするよう、現行条例の規定を維持することが妥当である。

【説明】

個人番号の付された自己の個人情報が不正に取り扱われていないのかとの国民の懸念に対応するためには、個人の経済的事情によらずに、個人自ら特定個人情報を容易に確認できるようにすることが重要である。

そのため、番号法は、経済的困難その他特別な理由があると認めるときには、開示請求に

係る手数料を減額し、又は免除することができるように行政機関個人情報保護法の規定を読み替えている。

現行条例は、開示された個人情報記録された公文書の写しの交付を受ける場合、その写しの交付に要する費用を負担することとしているが、開示請求に係る手数料については無料としている。

よって、現行条例の規定に基づく開示請求について、開示された個人情報記録された公文書等は無料で閲覧が可能であり、すでに経済的困難その他特別な理由に対する配慮がなされているため、当該規定を維持することが妥当である。

(10) 他の法令による開示の実施との調整に関する規定について

- 特定個人情報の開示について、他の法令等の規定による開示の実施との重複を認めることは妥当である。

【説明】

現行条例は、他の法令等の規定により、自己に関する個人情報が現行条例の規定と同一の方法で開示することとされている場合には、現行条例に基づく開示を重ねて認める実益が乏しいため、これを認めないこととしている。

これに対し、マイナンバー制度では、マイナポータルを新設し、自己に関する特定個人情報を容易に確認できる仕組みを導入することとしており、他の法令の規定により開示が実施される場合であっても、マイナポータルによる開示の実施の方が、より国民の利便性に資する場合が多いものと考えられる。そのため、番号法では、他の法令の規定により同一方法の開示が定められている場合についても、番号法に基づく開示を重ねて認めることとしている。

現行条例においても、番号法の措置を踏まえ、特定個人情報の開示について他の法令等の規定による開示の実施との重複を認めることは妥当である。

(11) 北広島市情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務の追加について

- 北広島市情報公開・個人情報保護審査会条例に定める審査会の所掌事務について、番号法及び特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号。以下「規則」という。）に基づく特定個人情報保護評価の第三者点検の事務を追加することは妥当である。

【説明】

地方公共団体の機関が保護評価を実施する場合、規則第7条第4項において、全項目評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、「個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして適当と認められる者の意見を聴くものとする」とされている。

また、特定個人情報保護評価指針第5の3（3）において、「第三者点検の方法は、原則として、条例等に基づき地方公共団体が設置する個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検を受けるものとする」とされている。

北広島市の各実施機関が行う保護評価について、適合性や妥当性を客観的に調査審議するためには、個人情報保護についての知見を有し、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び北広島市情報公開・個人情報保護審査会条例に基づき設置する市長の附属機関である当審査会において当該第三者点検を所掌することが妥当である。